げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十一第二項中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項（中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の五第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とする。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の七第一項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、同項第二号中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項」に改め、同項第三号中「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同項第四号中「第六十八条の九第四項」を「第六十八条の九第七項」に、「同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、同条第五項の規定を適用して計算した金額）のうち同条第四項」を「同項に規定する超過税額控除限度額のうち同項」に改め、同項第六号中「第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「第六十八条の十一第二項又は第三項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改め、「、同条第四項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額」を削り、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第六十八条の十四の三第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の七第一項第十四号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第六十八条の十五の五第一項」を「前条第一項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四　第六十八条の十五の五第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の七第一項第十一号の二を同項第十二号とし、同条第二項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第三項」に、「又は第六十八条の十五の四第三項」を「、第六十八条の十五の四第三項又は第六十八条の十五の五第三項」に改め、同条第三項中「提出」の下に「（当該各連結事業年度までの間の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書の提出）」を加え、「第六十八条の十一第六項」を「第六十八条の十一第四項」に、「又は第六十八条の十五の四第四項」を「、第六十八条の十五の四第四項又は第六十八条の十五の五第四項」に改め、同条第四項中「以下この項及び」及び「超過事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた事業年度から」を削り、「提出」の下に「（当該各連結事業年度までの間の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、青色申告書の提出）」を加え、同条第五項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改める。

第六十八条の十六第一項中「（以下」を「（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下」に改め、同項の表の第一号の上欄中「公害」を「第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人（同項第五号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人である第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等（第三号において「中小連結法人等」という。）で、公害」に、「第六十八条の九第六項第四号に規定する中小連結法人（連結親法人である同項第五号に規定する農業協同組合等を含む。）に該当する連結法人」を「もの」に改め、同号の中欄中「及び次号の中欄に掲げる減価償却資産に該当するもの」を削り、同表の第二号の中欄中「当該連結法人が次に掲げる連結法人である場合には、当該連結法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶（本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）を除く。」を削り、同欄のイ及びロを削り、同号の下欄中「うち外航船舶」の下に「（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）」を、「日本船舶」の下に「（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。）」を加え、同表に次の一号を加える。

三　自動車の運転に関する技能及び知識の教授（主として道路交通法第八十四条第一項に規定する免許を受けようとする者に対するものに限る。）に係る学習支援業を営む中小連結法人等で、同法第九十九条第一項の規定により指定自動車教習所として指定された同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所を設置するもの	当該自動車教習所において当該事業の用に供される車両及び運搬具のうち貨物を運搬する構造の自動車として政令で定めるもの	百分の二十

第六十八条の十八を次のように改める。

（被災代替資産等の特別償却）

第六十八条の十八　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（以下この項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日（以下この項において「特定非常災害発生日」という。）から当該特定非常災害発生日の翌日以後五年を経過する日までの間に、次の表の各号の上欄に掲げる減価償却資産で当該特定非常災害に基因して当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用に供することができなくなつた建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）、構築物若しくは機械及び装置に代わるものとして政令で定めるものに該当するものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該連結親法人若しくはその連結子法人の事業の用（機械及び装置にあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した同欄に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合を除く。）又は同欄に掲げる減価償却資産の取得等をして、これを被災区域（当該特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなつた建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう。）及び当該被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において当該連結親法人若しく